

令和五年内閣府・財務省・農林水産省令第二号

内閣府・財務省・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、内閣府・財務省・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令を次のように定める。

（特定重要設備）

第一条 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」という。）第五十条第一項の主務省令で定めるものは、農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第三十四条に規定する業務を行う事業については、同条第二号から第八号まで、第十号及び第十一号の業務（特定社会基盤役務の提供を行うために不可欠なものに限る。）に関するデータの処理（当該処理が停止した場合に当該業務に大きな支障が生ずるおそれがあるものに限る。）の全部又は一部を行うよう構成された情報処理システム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第三項に規定する情報処理システムをいい、当該業務の運営のために特に必要なものに限る。以下この条において同じ。）並びに当該情報処理システムを稼働させる情報処理システムとする。

（特定社会基盤事業者の指定基準）

第二条 法第五十条第一項の主務省令で定める基準は、農水産業協同組合貯金保険法第三十四条に規定する業務を行う事業については、同条の規定に基づきその事業を行う者であることとする。

（特定社会基盤事業者の指定の通知）

第三条 法第五十条第二項の規定による特定社会基盤事業者（前条に規定する特定社会基盤事業を行う者に限る。以下同じ。）の指定の通知は、様式第一による指定通知書によって行うものとする。

（特定社会基盤事業者の指定等に関する公示の方法）

第四条 法第五十条第二項（法第五十一条において準用する場合を含む。）の規定による特定社会

会基盤事業者の指定（法第五十一条において準用する場合にあっては、指定の解除）の公示は、官報に掲載して行うものとする。

2 金融庁長官、財務大臣及び農林水産大臣は、前項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（特定社会基盤事業者の名称等の変更の届出）

第五条 法第五十条第三項の規定による特定社会基盤事業者の名称又は住所の変更の届出は、様式第二による名称等変更届出書によって行わなければならない。

（特定社会基盤事業者の指定の解除の通知）

第六条 法第五十一条において準用する法第五十条第二項の規定による特定社会基盤事業者の指定の解除の通知は、様式第三による指定解除通知書によって行うものとする。

（親法人等）

第七条 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号。第二十条において「令」という。）第十条第三項の主務省令で定めるものは、次に掲げる法人等（会社、組合その他のこれらに準ずる事業体をいう。以下同じ。）とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関（同項に規定する意思決定機関をいう。第二号ホにおいて同じ。）を支配していないことが明らかであると認められる法人等を除く。

一 他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であって、有効な支配従属関係が存在しないことと認められるものを除く。以下この条において同じ。）の総株主等（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者をいう。以下同じ。）の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の過半数を自己の計算において所有している法人等

二 他の法人等の総株主等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において

て所有している法人等であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

イ 当該法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該他の法人等の総株主等の議決権の過半数を占めていること。

ロ 当該法人等の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。）、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることのできるものが、当該他の法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ 当該法人等と当該他の法人等との間に当該他の法人等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 当該他の法人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下ニにおいて同じ。）の総額の過半について当該法人等が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下ニにおいて同じ。）を行っていること（当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ その他当該法人等が当該他の法人等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合

わせて、他の法人等の総株主等の議決権の過半数を占めている場合（当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該法人等であつて、前号ロからホまでに掲げる要件のいずれかに該当するもの

（重要維持管理等）

第八条 法第五十二条第一項の特定重要設備の機能を維持するため又は当該特定重要設備に係る特定社会基盤役務を安定的に提供するために重要であり、かつ、これらを通じて当該特定重要設備が我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 維持管理

二 操作

第九条 法第五十二条第一項の導入等計画書は、特定重要設備の導入を行う場合にあつては様式第四（一）によるものとし、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあつては様式第四（二）によるものとする。

2 法第五十二条第一項の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、有効期間又は有効期限のあるものにあつては、同項の規定による届出の日において有効なものに、その他のものにあつては、当該届出の日前三月以内に作成されたものに限る。

一 特定重要設備の供給者及び構成設備（第十二条に規定する構成設備をいう。）の供給者又は特定重要設備の重要維持管理等の委託の相手方及び当該委託の相手方から重要維持管理等の再委託を受けた者（当該再委託を受けた者が他の事業者が再委託して重要維持管理等を行わせる場合にあつては、当該再委託の相手方を含む。以下「再委託の相手方等」という。）（以下「供給者等」という。）の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）

二 供給者等の役員（次に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ次に定める者をいう。以下同じ。）の旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に掲げる旅券をいう。以下この号において同じ。）の写し、戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し（当該役員が外国人である場合にあつて

は、旅券の写し、同法第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七條第一項に規定する特別永住者証明書の写しその他の氏名、生年月日及び国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）を証する書類）

イ 株式会社 取締役（指名委員会等設置会社）
ロ 持分会社（会社法第五百七十五條第一項に規定する持分会社をいう。） 業務を執行する社員
ハ 一般社団法人、一般財団法人及び中小企業等協同組合 理事

二 組合（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七條第一項に規定する組合契約によって成立する組合をいう。） 組合員（同法第六百七十條第三項の規定により業務執行者（同項に規定する業務執行者をいう。以下二において同じ。）が業務を執行する組合にあつては、当該業務執行者）
ホ その他の法人等 イ からニまでに定める者に準ずる者
（特定重要設備の導入を行うこと等が緊急やむを得ない場合）

第十条 法第五十二條第一項ただし書の主務省令で定める場合は、特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合（特定社会基盤事業者が、同項本文の規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせた場合を除く。）であつて、他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行い、又は他の事業者に委託して特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせることがその支障の除去又は発生の防止のために必要であり、かつ、他に適当な方法がない場合とする。

第十二条 法第五十二條第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

第十一条 法第五十二條第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 特定重要設備の供給者の名称及び代表者の氏名、住所並びにその設立に当たつて準拠した法令を制定した国又は地域（以下「設立準拠法」等という。）（個人である場合にあつては、氏名、住所及び国籍等）

二 特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数に占める割合

三 特定重要設備の供給者の役員、生年月日及び国籍等

四 届出の日（二年前の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における特定重要設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等（外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又は外国の政党その他の政治団体をいう。以下同じ。）との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二五以上である場合にあつては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における特定重要設備の供給者の売上高の総額に占める割合）
五 特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地
（構成設備）

第十二条 法第五十二條第二項第二号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであつて特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるもの（以下「構成設備」という。）は、次に掲げるもののほか、他の設備、機器、装置又はプログラムのうち、第一条に規定する業務の運営のために必要なものとする。

一 業務アプリケーション
二 オペレーティングシステム
三 モデルウェア
四 サイバー

第十三条 法第五十二條第二項第二号ハの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 構成設備の種類、名称及び機能
二 構成設備の供給者の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法（個人である場合にあつては、氏名、住所及び国籍等）

三 構成設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数に占める割合

四 構成設備の供給者の役員、生年月日及び国籍等

五 届出の日（二年前の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における構成設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二五以上である場合にあつては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における構成設備の供給者の売上高の総額に占める割合）

六 構成設備を製造する工場又は事業場の所在地
（法第五十二條第二項第三号の主務省令で定めるもの）

第十四条 法第五十二條第二項第三号ロの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 重要維持管理等の委託の相手方の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法（個人である場合にあつては、氏名、住所及び国籍等）

二 重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該委託の相手方の総株主等の議決権の数に占める割合

三 重要維持管理等の委託の相手方の役員、生年月日及び国籍等

四 届出の日（二年前の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における重要維持管理等の委託の相手方の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二五以上である場合にあつては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における重要維持管理等の委託の相手方の売上高の総額に占める割合）

五 再委託の相手方等の役員、生年月日及び国籍等

六 届出の日（二年前の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における再委託の相手方等の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二五以上である場合にあつては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における再委託の相手方等の売上高の総額に占める割合）

第十五条 法第五十二條第二項第三号ハの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 重要維持管理等の委託の相手方が他の事業者（再委託する重要維持管理等の内容及び時期又は期間）
二 重要維持管理等の再委託を受けた者が他の事業者（再委託して重要維持管理等を行わせる場合にあつては、当該再委託する重要維持管理等の内容及び時期又は期間）
三 再委託の相手方等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法（個人である場合にあつては、氏名、住所及び国籍等）
四 再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該再委託の相手方等の総株主等の議決権の数に占める割合

五 再委託の相手方等の役員、生年月日及び国籍等

六 届出の日（二年前の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における再委託の相手方等の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二五以上である場合にあつては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における再委託の相手方等の売上高の総額に占める割合）

第十六条 法第五十二條第二項第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定重要設備の導入を行うに当たつて特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置
二 特定重要設備の重要維持管理等を行わせるに当たつて特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置
（導入等計画書の届出の例外）

第十七条 特定社会基盤事業者は、重要維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等が他の事業者（再委託して重要維持管理等を行わせる場合において、次に掲げるいずれの場合にも該当するときは、導入等計画書にその旨を記載するとともに、該当することを証する書類を添付することにより、当該再委託に係る第十五條第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げ

る事項の記載並びに第九条第二項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

一 特定社会基盤事業者が、当該再委託に係る第十五条第一号及び第二号に掲げる事項を把握するための措置を講じているとき。

二 特定社会基盤事業者又は当該再委託を受けた者に再委託した者が、当該再委託を受けた者において次に掲げる措置が講じられていることを確認するために必要な措置を講じているとき。

イ 当該再委託を受けた者が、再委託された重要維持管理等を行う区域を特定し、特定された当該区域への立入りを制限することその他の当該区域への不正なアクセスを予防するための措置

ロ 当該再委託を受けた者が、再委託された重要維持管理等に係る業務に従事する職員による特定重要設備の重要維持管理等に関する記録の保管のための手順及びその確認の手順を定め、これを遵守させることその他の方法により、重要維持管理等を行う特定重要設備に対する不正な操作又は不正な行為の有無を、定期に又は随時に、監査することとしてしていること。

(期間の短縮に関する通知)

第十八条 金融庁長官、財務大臣及び農林水産大臣は、法第五十二条第三項ただし書及び第五項(これらの規定を法第五十四条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。))において準用する場合を含む。)の規定により特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせてはならない期間を短縮するときは、短縮の期間を記載した通知書を導入等計画書の届出をした特定社会基盤事業者に交付する方法により行うものとする。

(期間の延長に関する通知)

第十九条 金融庁長官、財務大臣及び農林水産大臣は、法第五十二条第四項(法第五十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせてはならない期間を延長するときは、延長の期間を記載した通知書を導入等計画書の届出をした特定社会基盤事業者に交付する方法により行うものとする。

(法第五十二条第七項の通知の手続)

第二十条 令第十一条の規定に基づく通知は、様式第六により行うものとする。

(勧告に係る変更を加えた導入等計画書の届出)

第二十一条 法第五十二条第八項(法第五十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、第九条第二項各号に掲げる書類(有効期間又は有効期限のあるものにあつては当該届出の日において有効なものに、その他のものにあつては当該届出日前三月以内に作成されたものに限り)を添付して、特定重要設備の導入を行う場合にあつては様式第四(一)により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあつては様式第四(二)により行うものとする。

(勧告を受けた特定社会基盤事業者に対する命令)

第二十二条 金融庁長官、財務大臣及び農林水産大臣は、法第五十二条第十項(法第五十四条第二項及び第五十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、法第五十二条第六項(法第五十四条第二項において準用する場合を含む。)並びに第五十五条第一項及び第二項の規定による勧告を受けた特定社会基盤事業者に命令をするときは、当該特定社会基盤事業者に対する命令の内容を記載した文書を交付する方法により行うものとする。

(重要な変更の届出)

第二十三条 法第五十四条第一項の主務省令で定める重要な変更は、次のとおりとする。

一 法第五十二条第二項第一号に掲げる事項に係る変更

二 法第五十二条第二項第二号イに掲げる事項に係る変更(特定重要設備の導入の内容を変更する場合におけるものに限る。)

三 法第五十二条第二項第二号ロに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 特定重要設備の供給者の名称、住所又は設立準拠法国家等(個人である場合にあつては、氏名、住所又は国籍等)の変更(住所の変更にあつては、国名を変更する場合におけるものに限る。以下この項において同じ。)

ロ 第十一条第五号に掲げる事項に係る変更(工場又は事業場の所在する国名を変更する場合におけるものに限る。)

四 法第五十二条第二項第二号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 第十三条第一号に掲げる事項に係る変更(構成設備の供給者の名称、住所又は設立準拠法国家等(個人である場合にあつては、氏名、住所又は国籍等)の変更

ハ 第十三条第六号に掲げる事項に係る変更(工場又は事業場の所在する国名を変更する場合におけるものに限る。)

五 法第五十二条第二項第三号イに掲げる事項に係る変更(重要維持管理等を行わせる期間を短縮するものを除く。)

六 法第五十二条第二項第三号ロに掲げる事項のうち、重要維持管理等の委託の相手方の名称、住所又は設立準拠法国家等(個人である場合にあつては、氏名、住所又は国籍等)の変更(重要維持管理等の委託を行った後に変更する場合(重要維持管理等の委託の相手方の名称(個人である場合にあつては、氏名)を変更するものを除く。))を除く。)

七 法第五十二条第二項第三号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 第十五条第一号又は第二号に掲げる事項に係る変更(重要維持管理等を行わせる期間を短縮するものを除く。)

ロ 再委託の相手方等の名称、住所又は設立準拠法国家等(個人である場合にあつては、氏名、住所又は国籍等)の変更(重要維持管理等の委託を行った後に変更する場合(再委託の相手方等の名称(個人である場合にあつては、氏名)を変更するものを除く。))を除く。)

八 第十六条各号に掲げる事項に係る変更

2 法第五十四条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。次項及び第四項において同じ。)の導入等計画書の変更の案は、特定重要設備の導入を行う場合にあつては様式第七(一)によるものとし、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあつては様式第七(二)によるものとする。

3 法第五十四条第一項の主務省令で定める書類は、第九条第二項各号に掲げる書類(有効期間又は有効期限のあるものにあつては法第五十四条第一項の規定による届出の日において有効なものに、その他のものにあつては当該届出の日前三月以内に作成されたものに限る。とする。ただし、供給者等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国家等に変更がないときは、第九条第二項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

4 法第五十四条第一項ただし書の主務省令で定める場合は、特定社会基盤業務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合(特定社会基盤事業者が、同項本文の規定の適用を免れる目的で特定社会基盤業務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせた場合を除く。))であつて、導入等計画書を変更して他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行い、又は他の事業者が委託して特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせることがその支障の除去又は発生の防止のために必要であり、かつ、他に適当な方法がない場合とする。

5 法第五十四条第二項において準用する法第五十二条第八項の規定による届出は、第九条第二項各号に掲げる書類(有効期間又は有効期限のあるものにあつては当該届出の日において有効なものに、その他のものにあつては当該届出の日前三月以内に作成されたものに限る。)を添付して、特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をする場合にあつては様式第七(一)により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をする場合にあつては様式第七(二)により行うものとする。ただし、供給者等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国家等に変更がないときは、同項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

6 法第五十四条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をした場合にあつては様式第八(一)により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をした場合にあつては様式第八(二)により行うものとする。

7 法第五十四条第四項の主務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一 法第五十二条第二項第二号ロに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 特定重要設備の供給者の住所の変更(国名を変更する場合におけるものを除く。以下この条において同じ。)

ロ 第十一条第二号に掲げる事項のうち、特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の当該議決権の数の当該供給者の総株

主じ、又は生ずるおそれがある場合(特定社会基盤事業者が、同項本文の規定の適用を免れる目的で特定社会基盤業務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせた場合を除く。))であつて、導入等計画書を変更して他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行い、又は他の事業者が委託して特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせることがその支障の除去又は発生の防止のために必要であり、かつ、他に適当な方法がない場合とする。

8 法第五十四条第二項において準用する法第五十二条第八項の規定による届出は、第九条第二項各号に掲げる書類(有効期間又は有効期限のあるものにあつては当該届出の日において有効なものに、その他のものにあつては当該届出の日前三月以内に作成されたものに限る。)を添付して、特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をする場合にあつては様式第七(一)により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をする場合にあつては様式第七(二)により行うものとする。ただし、供給者等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国家等に変更がないときは、同項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

9 法第五十四条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をした場合にあつては様式第八(一)により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をした場合にあつては様式第八(二)により行うものとする。

10 法第五十四条第四項の主務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

主等の議決権の数に占める割合の変更（次に掲げる場合におけるものを除く。）

- (1) 当該割合が増加することにより、新たに特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

- (2) 当該割合が増加することにより、新たに特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の三分の一以上百分の五十未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

- (3) 当該割合が増加することにより、新たに特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合（前条第五号に掲げる事項に係る変更（前条第一項第二号ロに該当するものを除く。）

二 法第五十二条第二項第二号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

- イ 構成設備の供給者の住所の変更
ロ 第十三条第三号に掲げる事項のうち、構成設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者の当該議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数に占める割合の変更（次に掲げる場合におけるものを除く。）

- (1) 当該割合が増加することにより、新たに構成設備の供給者の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

- (2) 当該割合が増加することにより、新たに構成設備の供給者の総株主等の議決権の三分の一以上百分の五十未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

- (3) 当該割合が増加することにより、新たに構成設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合（前条第一項第四号ハに該当するものを除く。）

三 法第五十二条第二項第三号ロに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

- イ 重要維持管理等の委託の相手方の住所の変更
ロ 第十四条第二号に掲げる事項のうち、重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者の当該議決権の数の当該委託の相手方の総株主等の議決権の数に占める割合の変更（次に掲げる場合におけるものを除く。）

- (1) 当該割合が増加することにより、新たに重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

- (2) 当該割合が増加することにより、新たに重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の三分の一以上百分の五十未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

- (3) 当該割合が増加することにより、新たに重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

四 法第五十二条第二項第三号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

- イ 再委託の相手方等の住所の変更
ロ 第十五条第四号に掲げる事項のうち、再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者の当該議決権の数の当該再委託の相手方等の総株主等の議決権の数に占める割合の変更（次に掲げる場合におけるものを除く。）

- (1) 当該割合が増加することにより、新たに再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

- (2) 当該割合が増加することにより、新たに再委託の相手方等の総株主等の議決権の三分の一以上百分の五十未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

- (3) 当該割合が増加することにより、新たに再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合（変更の報告）

第二十五条

法第五十四条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告（次項の規定による変更に係る事項の報告を除く。以下この項において同じ。）は、第九条第二項各号に掲げる書類（有効期間又は有効期限のあるものにあつては法第五十四条第四項の規定による報告の日において有効なものに、その他のものにあつては当該報告の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付して、特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をした場合にあつては様式第九（一）により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をした場合にあつては様式第九（二）により行うものとする。ただし、供給者等の代表者の氏名、住所及び設立準拠法国等に変更がないときは、第九条第二項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

2 法第五十四条第四項の主務省令で定める変更は、構成設備の種類、名称又は機能の変更とする。

3 前項の規定による変更の報告は、様式第十により行うものとする。

第二十六条 法第五十八条第二項の規定により特定社会基盤事業者に対する立入検査をする職員は、身分を示す証明書は、様式第十一によるものとする。

附 則 この命令は、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 附 則（令和五年二月二十六日閣府・財務省・農林水産省令第三号）

この命令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和五年十一月十七日）から施行する。

様式第一（第三条関係）

様式第二（第五条関係）

様式第二（第五条関係）

名称等変更届出書

年 月 日

届 出 者

代表者の氏名

次のとおり変更するので、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第58条第5項の規定により、届け出ます。

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
名称又は住所		
変更年月日		
変更の理由		

注 用紙の大きさは、日本縦書き用紙A4とする。

第三編 第三卷 第二章 第二節(續)		年 月 日	
傳入貨物證明書(特定貨物證明書の類)			
出 発		出 発 地	港 名
船名		船主	
船主の姓名		船主の住所	
船主の職業		船主の年齢	
船主の国籍		船主の出生地	
船主の職業		船主の年齢	
船主の国籍		船主の出生地	
船主の職業		船主の年齢	
船主の国籍		船主の出生地	
船主の職業		船主の年齢	
船主の国籍		船主の出生地	
船主の職業		船主の年齢	
船主の国籍		船主の出生地	
船主の職業		船主の年齢	
船主の国籍		船主の出生地	
船主の職業		船主の年齢	
船主の国籍		船主の出生地	
船主の職業		船主の年齢	
船主の国籍		船主の出生地	
船主の職業		船主の年齢	
船主の国籍		船主の出生地	
船主の職業		船主の年齢	
船主の国籍		船主の出生地	
船主の職業		船主の年齢	
船主の国籍		船主の出生地	
船主の職業		船主の年齢	
船主の国籍		船主の出生地	
船主の職業		船主の年齢	
船主の国籍		船主の出生地	
船主の職業		船主の年齢	
船主の国籍		船主の出生地	
船主の職業		船主の年齢	
船主の国籍		船主の出生地	
船主の職業		船主の年齢	
船主の国籍		船主の出生地	
船主の職業		船主の年齢	
船主の国籍		船主の出生地	
船主の職業		船主の年齢	
船主の国籍		船主の出生地	
船主の職業		船主の年齢	
船主の国籍		船主の出生地	
船主の職業		船主の年齢	
船主の国籍		船主の出生地	
船主の職業		船主の年齢	
船主の国籍		船主の出生地	
船主の職業		船主の年齢	
船主の国籍		船主の出生地	
船主の職業		船主の年齢	
船主の国籍		船主の出生地	
船主の職業		船主の年齢	
船主の国籍		船主の出生地	
船主の職業		船主の年齢	
船主の国籍		船主の出生地	
船主の職業		船主の年齢	
船主の国籍		船主の出生地	
船主の職業		船主の年齢	
船主の国籍		船主の出生地	
船主の職業		船主の年齢	
船主の国籍		船主の出生地	
船主の職業		船主の年齢	
船主の国籍		船主の出生地	
船主の職業		船主の年齢	
船主の国籍		船主の出生地	
船主の職業		船主の年齢	
船主の国籍		船主の出生地	
船			

3. 特定重要設備の供給者に関する事項
(1) 特定重要設備の供給者

[illegible]

⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

(記載上の注意)

「年・月・日」及び「国・府」の欄に記載する情報は、当該情報に係る書き換え等と関係なく用いられる際には、特定重要設備の供給者の名称及び住所、財務大臣及び農林水産大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官、財務大臣及び農林水産大臣に直接に提出することを報告することとする。

(4) 特定重要設備の供給者における当該設備等との取引に係る売上高の割合			
年 月 日～ 年 月 日の3年間			
該当あり□、該当なし○			
事業年度	当該設備等の名称	割合 (%)	

(記載上の注意)

1. 届出の日より2月前日以前に終了した過去の3事業年度のうち、いずれか1の事業年度における特定重要設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の届出又は届出に係る当該設備等との取引に係る売上高の割合がある割合が100分の5以上である場合は「該当あり」に印を付け、それ以外の場合は「該当なし」に印を付けること。
2. 「当該設備等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、特定重要設備の供給者が金融庁長官、財務大臣及び農林水産大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官、財務大臣及び農林水産大臣に直接に提出することを報告することとする。

(5) 特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地	
工場又は事業場の所在地	
特定重要設備の製造者	
特定重要設備の製造者は、特定重要設備の輸入に当たって、特定重要設備の供給者が事前に自らに付し販売を行っているものならず、上記の「工場又は事業場の所在地」の欄に記載の製造者により製造	□

事業場において当該設備者が自ら特定重要設備を製造し、かつ、当該特定重要設備の供給者を通じて販売していることを確認している。	
---	--

(記載上の注意)

1. 「工場又は事業場の所在地」の欄には、特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地を記載することとする。このとき、当該設備者は、特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官、財務大臣及び農林水産大臣に直接に提出することを報告することとする。
2. 届出の日より2月前日以前に終了した過去の3事業年度のうち、いずれか1の事業年度における特定重要設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の届出又は届出に係る当該設備等との取引に係る売上高の割合がある割合が100分の5以上である場合は「該当あり」に印を付け、それ以外の場合は「該当なし」に印を付けること。

4. 機械設備に関する事項	
① 機械設備の種類	
② 機械設備の名称	
③ 機械設備の機能	
④ 名称及び代表者の氏名	
⑤ 住所	
⑥ 設立事業計画等	
⑦ 名称又は氏名	設立事業計画等又は設備等
⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮	機械設備の割合 (%)

① 機械設備の種類	氏名	生年月日	設備等
	②		
	③		
	④		
	⑤		
	⑥		
⑦ 名称又は氏名	年 月 日～ 年 月 日の年間数		
	課外ありで、課外なしで		
	事業年度	西暦記載の年数	割合 (%)
⑧ 機械設備の種類	①で規定する事業年度		
	の年度内		
	（年度は1月1日～12月31日）		
	特定の重要な事業活動は、特定の重要課外の活動等がその活動期間として、特定の課外活動期間等よりなるものである。		
	特定の重要課外活動が1回以上規定する期間にわたるものである。		
	上記の①と②は事業活動の期間として、課外活動の期間として規定された。特定の重要課外活動として特定の課外活動期間の期間を規定する。特定の課外活動期間と、かつ、特定の課外活動期間の期間を規定する。		

[illegible][illegible]

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

導入等計画書（特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合）

股

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第52条第1項の規定により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせるので、次のとおり届け出ます。

特定重要設備の種類	
特定重要設備の名称	
特定重要設備の機能	
特定重要設備を設置する場所	
特定重要設備を使用する場所	

- ①「特定重要設備の種類」の欄には、第1条2において定める特定重要設備のうち、該当するものを記載することとする。
- ②「特定重要設備の名称」の欄には、同一の種類の特定重要設備に共通する維持管理等を行わせる特定重要設備を特定する事項（品名、品番等）を記載することとする。
- ③「特定重要設備の機能」の欄には、特定社会基盤設備を安定的に稼働するための特定重要設備に固有の役割を特定する作業を記載することとする。
- ④「特定重要設備を設置する場所」及び「特定重要設備に使用する場合」の欄には、それぞれ場所の所在地を少なくとも都道府県または市を記載することとし、外国に所在する場合は、これらに相当するものを記載することとする。

財務大臣及び農林水産大臣に選任することができる。このとき、当該委員の相手方は、特定社会福祉事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官、関係大臣及び農林水産大臣に選任に同意することを承諾することとする。

(4) 重要維持管理等の委託の相手方における外国統制等との取引に係る売上高の割合

年	11月～	年	12月31日現在
事業年度	外国統制等の名称	割合（％）	

(記載上の注意)

1. 報告の日と直前の日以前に終了した年度のうち、いずれか1の事業年度における重要維持管理等の委託の相手方の売上高の総額のうち同一の国又は地域に属する外国統制等との取引に係る売上高の合計額との割合が50％を超えている場合は「該当あり」とに併用する。それ以外の場合は「該当なし」とに併用すること。

2. 「外国統制等の名称」とは「報告」の添付する情報に、重要維持管理等の委託の相手方が金融庁長官、関係大臣及び農林水産大臣に選任に提出することができる。このとき、当該委託の相手方は、特定社会福祉事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官、関係大臣及び農林水産大臣に選任に同意することを承諾することとする。

4. 重要維持管理等の委託に関する事項

項目	内容
1. 報告の相手方	行わせる監査機関等
2. 重要維持管理等を行う法人	重要維持管理等を行う法人
3. 重要維持管理等を行う委託に付随する事項	重要維持管理等を行う委託に付随する事項
4. 報告の相手方	名称及び代表者の氏名
5. 報告の相手方	住所
6. 報告の相手方	設立申請状況等

[illegible]

6、前掲の第2条第1項第①号に該当して直前の3事業年度の平均、いすは「1」の事業年度における当該基礎管理事務の両事案の相対的な売上高の割合のうち同一の国又は地域に属する各所属分野との数値に係る売上高の割合の数値の最大値が100分の25以上である場合は（B）の「該当あり」と印を付け、それ以外の場合には「該当なし」と印を付けることとする。

7、その（B）の「当該分野等の名称及び「割合」の欄に記載する情報は、産業維持増進等の再考事項の公表が金融庁発表、財務省及び農林水産大臣に直接提出することとなる。このとき、当該事業年度の名称は、産業維持増進等の重要分野の名称とし、あらかじめ、金融庁発表、財務省及び農林水産大臣の同意に基づいて公表することとすることとする。

8、その（B）の「当該国又は地域」の欄には、当該事業年度の相対的な売上高、特定公益基金事業者により、当該国又は地域を受けた旨を報告することとなる。

4. 寛政村管理事務の委託に当たって特定住民生活協会の設立と委託執行行為を伴うための関係となる事項	備考
(1) 委託された事業は委託管理事務の実施に当たり、委託（委託先を含む）を受けた者（その成員を含む）により、特定住民生活協会の設立と委託執行行為を伴うものとなることが、その委託の目的として定められていること (2) 委託された事業は委託管理事務と委託住民生活協会の業務管理とが密接な関係でなされることと見做られること	
(3) 委託された事業は、委託管理事務と、委託の目的として定められている委託執行行為及び委託の目的を含む事業管理とが密接な関係でなされることと見做られること	
(4) 委託された事業の委託の目的として定められている委託執行行為に密接な関係でなされることと見做られること	
(5) 委託された事業の委託の目的として定められている委託執行行為に密接な関係でなされることと見做られること	
(6) 委託された事業の委託の目的として定められている委託執行行為に密接な関係でなされることと見做られること	
(7) 委託された事業の委託の目的として定められている委託執行行為に密接な関係でなされることと見做られること	
(8) 委託された事業の委託の目的として定められている委託執行行為に密接な関係でなされることと見做られること	
(9) 委託された事業の委託の目的として定められている委託執行行為に密接な関係でなされることと見做られること	
(10) 委託された事業の委託の目的として定められている委託執行行為に密接な関係でなされることと見做られること	
(11) 委託された事業の委託の目的として定められている委託執行行為に密接な関係でなされることと見做られること	

[illegible][illegible]

④	(1) ①の発生を回避できなかった理由
⑤	(3)他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行うことが実際の都合又は緊急の対応のため必要であったこと
⑥	(1) ①と特定重要設備の規格及び特定重要設備に生じた故障の状況
⑦	(3) ①と緊急に行った導入の経緯
⑧	特定重要設備の導入を緊急に行う他に適切な方法があったこと
⑨	緊急に導入を行う以外に検討した他の方法の有無
⑩	他の手段によっては(1)③に対応できなかった理由

2. 特定重要設備の概要	
特定重要設備の名称	
特定重要設備の住所	
特定重要設備を設置した場所	
特定重要設備を使用している場所	

- (記載上の注意)
1. 「特定重要設備の概要」の欄には、第1条において定める特定重要設備のうち、該当するものを記載すること。
2. 「特定重要設備の名称」の欄には、同一の種類の特定重要設備から導入を行った特定重要設備を特定する事項（品名、型番等）を記載すること。
3. 「特定重要設備の住所」の欄には、特定社会施設役員を定時的に提供するための特定重要設備に対する住所の住所を記載し、同一の住所を記載すること。
4. 「特定重要設備を設置した場所」及び「特定重要設備を使用している場所」の欄には、それぞれが場所の所在する少なくとも都道府県までを記載することとし、国に所在する場合は、これに相当するものを記載すること。

3. 特定重要設備の導入の内容及び経緯	
導入の目的	

内容	導入及び代表者の氏名
導入に携わる者に所属する事業	住所
	設立要綱記載等
	導入の経緯

- (記載上の注意)
1. 「導入に関与する者に関する事項」の欄には、特定重要設備の供給者から、当該特定重要設備を特定社会施設事業者が導入するまでに経由した者のうち、次の(1)又は(2)に該当する者に関する情報を記載すること。
- (1) 特定社会施設事業者と特定重要設備の供給者との間に介し、特定重要設備の供給者の管理その他の特定重要設備の導入に当たって重要な役割を有した者
- (2) 特定重要設備についてサイバーセキュリティに関する対策の実施状況の調査等の提供行為の防止に関する実施状況の確認を実施した者であって、当該特定重要設備の導入に必要となる技術的支援を提供した者
2. 個人である場合には、「導入及び代表者の氏名」の欄には氏名を記載すること（以下この様式において同じ。）
3. 「設立要綱記載等」の欄にはその旨に基づいて開示した法令を規定した旨又は地域の名称を記載すること（個人である場合には当該等を記載することとし、以下この様式において同じ。）
4. 個人である場合には、「設立要綱記載等」の欄に記載する情報は、当該個人が金融庁長官、財務大臣及び農林水産大臣に届出を行うことができる。このとき、当該個人は、特定社会施設事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官、財務大臣及び農林水産大臣に届出を行うことを報告することとする（以下この様式において同じ。）
5. 「導入の経緯」の欄には、(1)の(1)又は(2)のいずれに該当するかを記載した上で、導入に関与する者が行った行為を具体的に記載すること。
6. 「経緯」の欄には、特定重要設備を導入するために必要な一連の行為が完了し、設備の稼働が開始した旨を記載することとする。

4. 特定重要設備の供給者に関する事項	
(1) 特定重要設備の供給者	
名称及び代表者の氏名	
住所	
設立要綱記載等	

(2) 特定重要設備の供給者の最終主等の議決権の5%以上を直接に保有する者		
氏名又は氏名	設立要綱記載等又は団体等	議決権保有割合（%） （議決した年月日）
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		

- (記載上の注意)
1. 議決権保有割合は、届出の日前2月以内の日における最終主等の議決権の数を求める割合を、小数点以下第3位を四捨五入して記載すること（以下この様式において同じ。）
2. 「設立要綱記載等又は団体等」の欄は、議決権を保有する者が法人である場合には当該法人の設立要綱記載等を、個人である場合には当該個人の議決権等を記載すること（以下この様式において同じ。）
3. 「設立要綱記載等又は団体等」の欄に記載する情報は、特定重要設備の供給者が金融庁長官、財務大臣及び農林水産大臣に届出を行うことができる。このとき、当該供給者は、特定社会施設事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官、財務大臣及び農林水産大臣に届出を行うことを報告することとする。

(3) 特定重要設備の供給者の役員		
氏名	氏名又は氏名	役職等
①		
②		
③		
④		
⑤		

- (記載上の注意)
- 「氏名又は氏名」及び「役職等」の欄に記載する情報は、特定重要設備の供給者が金融庁長官、財務大臣及び農林水産大臣に届出を行うことができる。このとき、当該供給者は、特定社会施設事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官、財務大臣及び農林水産大臣に届出を行うことを報告することとする。

(4) 特定重要設備の供給者における外国政府等との関係に係る売上高の割合		
年	月	日
事業年度	外国政府等の割合	割合（%）
①		
②		

- (記載上の注意)
1. 届出の日から前掲の日以前に終了した会計上の事業年度のうち、1つずつ1の事業年度における特定重要設備の供給者の売上高の割合のうち同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が10%以上となる事業年度は「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。
2. 「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、特定重要設備の供給者が金融庁長官、財務大臣及び農林水産大臣に届出を行うことができる。このとき、当該供給者は、特定社会施設事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官、財務大臣及び農林水産大臣に届出を行うことを報告することとする。

(5) 特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地	
工場又は事業場の所在地	
特定社会施設事業者は、特定重要設備の導入に当たって、特定重要設備の供給者が自らに対し製造を行っているのみならず、主として「特定社会施設事業者の所有」の「製造」が行われる工場又は事業場において当該供給者が自ら特定重要設備を製造し、かつ、当該特定重要設備の機能を行使しこれを稼働した。	□

- 1.「工場又は事業場の所在地」の欄には、特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在する国又は地域の名称を記載すること（以下この様式において「国」と）。
- 2.記載項目の内容を確認した場合には、その右欄にある□に印を付けること。

3. 構成設備に関する事項	
1. 構成設備の種類	
	構成設備の名称
2. 構成設備の機能	
	名称及び事業者の名称
3. 設備の用途	
	主に使用用途等
4. 国又は地方公共団体の名称	
	名称又は氏名
5. 国又は地方公共団体の名称	設立機関等又は議決機関等（%）
	（国）
6. 国又は地方公共団体の名称	（地方公共団体）
	（国）
7. 国又は地方公共団体の名称	（地方公共団体）
	（国）
8. 国又は地方公共団体の名称	（地方公共団体）
	（国）
9. 国又は地方公共団体の名称	（地方公共団体）
	（国）
10. 国又は地方公共団体の名称	（地方公共団体）
	（国）

4. 事業者の名称	国	地方公共団体	国	地方公共団体
	（国）	（地方公共団体）	（国）	（地方公共団体）
5. 事業者の名称	国			
	（国）			
6. 事業者の名称	国			
	（国）			
7. 事業者の名称	国			
	（国）			
8. 事業者の名称	国			
	（国）			
9. 事業者の名称	国			
	（国）			
10. 事業者の名称	国			
	（国）			

- 1.「構成設備の種類」の欄には、第 12 条において定める構成設備のうち、該当するものを記載すること。

- 2.「構成設備の名称」の欄には、同一の種類の構成設備から選入を行った構成設備を特定する事項（品名又は登録番号）を記載すること。
- 3.「構成設備の機能」の欄には、特定重要設備の用途又は機能等を定量的に提供するための構成設備が有する固有の役割を定量的に提供すること。
- 4.構成設備が「SMA P」の登録を受けているソフトウェアサービスである場合は、「構成設備の名称」の欄に利用するソフトウェアサービスの名称を、「構成設備の機能」の欄に利用するソフトウェアサービスが有する機能を、それぞれ記載すること。
- 5.構成設備が「SMA P」の登録を受けているソフトウェアサービスである場合は、（3）から（6）までの項に記載及び当該構成設備の一部を構成する構成設備に関する記載を省略することができる。
- 6.（3）の「設立機関等又は議決機関」の欄に記載する情報は、構成設備の供給者が金融庁長官、財務大臣及び農林水産大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官、財務大臣及び農林水産大臣に直接に提出することを要するものとする。
- 7.（4）の「国又は地方公共団体」及び「国」の欄に記載する情報は、構成設備の供給者が金融庁長官、財務大臣及び農林水産大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官、財務大臣及び農林水産大臣に直接に提出することを要するものとする。
8. 届出の日より前日以前に届出した届出日より事業年度のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に際する売上高の合計額が前年度の100分の5以上である場合は（3）の「国又は地方公共団体」に印を付け、それ以外の場合は「該当なし」に印を付けること。
- 9.（5）の「外国政府等の名称」及び「国」の欄に記載する情報は、構成設備の供給者が金融庁長官、財務大臣及び農林水産大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官、財務大臣及び農林水産大臣に直接に提出することを要するものとする。
10. 6. 7 又は 8 の規定により届出を受けた特定重要設備の供給者は、特定重要設備事業者に対し、当該設備の名称及び用途等を定量的に提供することとする。
- 11.（6）の欄記載項目の内容を確認した場合に、その右欄にある□に印を付けること。

6. 特定重要設備の選入に当たって特定社会福祉事業者が講ずる特定経営行為を防止するための措置に関する事項	
項目	備考
（1）特定重要設備及び構成設備の供給者に対して知照事項等提供、特定重要設備及び構成設備に不審な変更が知られることを防止するために必要な管理がなされ、当該管理がなされていることを特定社会福祉事業者が確認できることを期間内に2回確認している。	
（2）1 特定社会福祉事業者は、特定社会福祉事業者等において、特定重要設備に選入されるソフトウェア等が選入されていることを確認するための受入検査その他の確認体制が構築されており、当該体制が構築されていることを確認している。	□
（3）1 特定社会福祉事業者は、特定社会福祉事業者等において、特定重要設備に選入されるソフトウェア等が選入されていることを確認するための受入検査その他の確認体制が構築されており、当該体制が構築されていることを確認している。	□
（4）1 特定社会福祉事業者は、特定社会福祉事業者等において、特定重要設備に選入されるソフトウェア等が選入されていることを確認するための受入検査その他の確認体制が構築されており、当該体制が構築されていることを確認している。	□

②-2 特定社会基盤事業者等は、構成設備の供給者が特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者によって設備時に提供された設備でセキュリティ対策（脆弱性診断に最新のセキュリティパッチが適用されている点を含む、不正アクセス対策）ソフトウェアを最新にしている点を含む）を導入するまでに実施したことを確認している。	□	
※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。		
③-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、特定重要設備の製造工程（開発工程を含む。）において、試験できる社会基盤設備の「開発したことを確認している。	□	
③-2 特定社会基盤事業者等は、構成設備の供給者が、構成設備「製造工程（開発工程を含む。）において、試験できる品質保証体制の下開発したことを確認している。	□	
※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。		
④-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、特定重要設備の製造工程（開発工程を含む。）における不正な変更の発生の有無について定期的に又は随時に確認し、報告したことを確認している。	□	
④-2 特定社会基盤事業者等は、構成設備の供給者が、構成設備の製造工程（開発工程を含む。）における不正な変更の発生について定期的に又は随時に確認し、報告したことを確認している。	□	
※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。		
⑤-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が特定重要設備の製造工程	□	

（開発環境を含む。）において、定められた要員がアクセスできないよう、アクセス可能な要員を物理的（電気タマフ等の入退管理等）かつ論理的（パスワードやセキュリティ等のアクセス制御）に適切に制限していたことを確認している。		
②-2 特定社会基盤事業者等は、構成設備の供給者が構成設備の製造環境（開発環境を含む。）において、定められた要員がアクセスできないよう、アクセス可能な要員を物理的（電気タマフ等の入退管理等）かつ論理的（パスワードやセキュリティ等のアクセス制御）に適切に制限していたことを確認している。	□	
※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。		
③ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備をインターネット回線と接続する場合に、特定重要設備に、不正なアクセス等が許可される機能を実装し、その利用がパスワードやIDなどを入力する適切な監視・実施している。	□	
④ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者又は特定重要設備の導入に関与する者が、特定重要設備の設置等に際して不正な変更を加えることを防止する体制の下、試験等を行ったことを確認している。	□	
⑤-1 特定社会基盤事業者は、導入した特定重要設備に不正な変更やそのおそれがあることを発見した場合においては、特定重要設備の供給者に通知等し、その対応に協力することを求められていることを確認している。	□	
⑤-2 特定社会基盤事業者等は、導入した特定重要設備の構成設備に不正な変更やそのおそれがあることを発見した場合に	□	

は、構成設備の供給者が訓練や導入研修等に協力することが求められていることを確認している。		
※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。		
（注）特定重要設備又は構成設備について、開発工程・点検等が必要となることが見込まれる場合に、当該開発・点検等を行うことができる者が特定重要設備又は構成設備の供給者に限られるかどうか等の実施も踏まえ、供給者を選定している。		
③-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者によるサービス保証（故障対応や機密性対応等）が十分に確保されていることを確認している。	□	
③-2 特定社会基盤事業者等は、構成設備の供給者によるサービス保証（故障対応や機密性対応等）が十分に確保されていることを確認している。	□	
※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。		
④-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備のサービス保証（故障対応や機密性対応等）が受けられなくなった場合を想定して、代替手段の検討や対応に必要な対策を自ら講じている。	□	
④-2 特定社会基盤事業者等は、構成設備のサービス保証（故障対応や機密性対応等）が受けられなくなった場合を想定して、代替手段の検討や対応に必要な対策を自ら講じている。	□	
※ 特定重要設備の供給者において検討している場合も含む。		
（注）特定重要設備及び構成設備について、不正なアクセスが行われる点検や監視や検知とされおり、不正なアクセスが検知された場合においても、迅速性が確保されているなど、必要の俊速に対応を必要としない構成となっている。		
⑤ 特定社会基盤事業者は、ランサムウェアに感染した場合等の特定重要設備の停止する不正な影響が与えられたときであって	□	

も後者の提供が継続できる体制（バックアップの取得・回復管理、復旧手順の明確化・具体化、代替設備との交換等）について、自ら整備している。		
③ 特定社会基盤事業者は、設備の脆弱性の情報セキュリティインシデントが発生した際の対応や対策（脆弱性ソフトウェア等の監視、定期的なインシデント対応の訓練等）を自ら整備している。		
④ 特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者が、特定重要設備についてアクセス制限に関する仕組みを策定し、特定重要設備に対する不正なアクセスを監視する仕組みを導入していることを確認している。	□	
（注）特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（両者を含む）の相手方について、過失の実態を含め、我が国の法令や国際的に定められた基準等の遵守状況を確認している。		
④-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、導入を行った日から起算して過失3年間の実績を含め、国内の開発・試験や国際的に受け入れられた基準（それに基いて各国で整備されている規格等を含む。）に反していないかたことを確認している。	□	
④-2 特定社会基盤事業者等は、構成設備の供給者が、導入を行った日から起算して過失3年間の実績を含め、国内の開発・試験や国際的に受け入れられた基準（それに基いて各国で整備されている規格等を含む。）に反していないかたことを確認している。	□	
※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。		
（注）特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（両者を含む）した重要機密管理等の適切性について、外国の法的環境により影響を受けるものではないことを確認している。		

②-1 特定社会福祉事業者は、特定重要設備の供給者が、外部の法的環境や内部主体の提供（機密的なものだけでなく機密の提供も含む）によって、特定社会福祉事業者との契約に違反する行為が生じている可能性がある場合、これを特定社会福祉事業者に対して「警告すること」を契約等により担保している。	☐	
②-2 特定社会福祉事業者は、機密情報の供給者が、外部の法的環境や内部主体の提供（機密的なものだけでなく機密の提供も含む）によって、特定社会福祉事業者又は特定重要設備の供給者等との契約に違反する行為が生じている可能性がある場合、これを特定社会福祉事業者又は特定重要設備の供給者等に対して「警告すること」を契約等により担保している。	☐	
③ 特定社会福祉事業者は、特定重要設備を投資し又は使用している場において、監視カメラやドローン等の映像撮影を行うことを行うとして機密の提供又は提供する場合、当該機密の供給者の本邦等（供給者の組織と等の機密の提供を機密と見做しに提供することを含む）の立地する場所の法的環境等により、当該機密の映像撮影の行為が当該機密に影響を受けにくいことを確認している。	☐	
④① 特定社会福祉事業者が、特定重要設備及び機密設備の供給者や委託（受託を含む）の相手方に対して、我が国の内部からの影響を判断するに資する情報の提供を受けられることを契約等により担保している。また、契約締結後、当該機密について変更があった場合には、適切に情報提供を受けられることを契約等により担保している。	☐	
⑤ 特定社会福祉事業者は、特定重要設備及び機密設備の供給者の本邦・外部機	☐	

長や資本関係等、事業計画や実績、設備又は部品を製造する工場等の所在地、市場に従事する者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・経験実績等）等に関する情報提供を受けられることを契約等により担保している。

また、特定社会福祉事業者は、契約締結後に上記の事項について変更があった場合には、速時に情報提供を受けることを契約等により担保している。

⑥ 機密上の留意点

1. それぞれの項目の情報を提供している場合には、□に印を付けること。印を付した項目については、当該情報を提供していることを示する義務を履行すること。

2. 機密設備が ISMAP の登録を受けているクラウドサービスである場合は、当該機密設備及び当該機密設備の一部を構成する機密設備に係る①-2、②-2、③-2、④-2、⑤-2、⑥-2、⑦-2、⑧-2、⑨-2、⑩-2、⑪-2の項目に関する記載を、それぞれ記載することができる。

3. それぞれの項目と同一内容でない場合であっても、同等の特定事業者ある保証するための情報が実態でないと考えられる場合には、当該情報の内容も、それぞれの項目に対応する備考欄に記載すること。

4. ①-2、②-2、③-2、④-2、⑤-2、⑥-2、⑦-2、⑧-2、⑨-2、⑩-2、⑪-2、⑫-2の項目の情報を提供していることを示す事項は、特定重要設備の供給者又は機密設備の供給者が企業別所管、所管に及び機密本数大に直接に提出することができる。このとき、特定重要設備の供給者又は機密設備の供給者は、それぞれ特定社会福祉事業者又は特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、企業別所管、所管に及び機密本数大に直接に提出することを警告することとし、警告を受けた特定重要設備の供給者は、特定社会福祉事業者に対し、警告を受けた旨を報告することとする。

7. 備考

注：用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第五（二）（第十条第二項関係）
緊急輸入等届出書（特定重要設備の重要機密管理等を行った場合）

年	月	日
届出者	代表者の氏名	

届出書を一併提出することによる緊急輸入等届出書の提出に関する法律第14条第1項の規定により、重要機密管理等を行ったため、表のとおり届け出ます。

1. 特定重要設備の重要機密管理等を行ったことが緊急やむを得ない場合であった理由

(1) 特定社会福祉事業者の組織に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと	
① 特定社会福祉事業者の提供に生じた支障又は生ずるおそれの程度	
② ①が生じた時期及び期間	
③ ①により特定社会福祉事業者の提供に生じた影響	
④ ①に対する措置のため緊急に重要機密管理等を行わせる必要があった期日	
⑤ 輸入等計画書の届出によって対応できなかった理由	
(2) 規定の標準を定める目的で特定社会福祉事業者の定期的な支障が生ずるおそれを生じさせたものでないこと	

4. 「特定重要設備を設置した場所」及び「特定重要設備を使用している場所」の欄には、それぞれの場所の所在する少なくとも二箇道府県を主で記載することとし、国内外に所在する場合は、これらに相当するものを記載すること。

3. 重要維持管理等の委託の内容及び時期又は期間

重要維持管理 等の内容	目的 等
災害時対応 要請等を行っ たことがある 箇所	災害時対応 要請等を行っ たことがある 箇所
重要維持管理 等を行わな い期間又は区間	

(記載上の注意)

①「重要維持管理等を行なった時期又は期間」の欄には、年度・継続している重要維持管理等の委託の場合は当該重要維持管理等を行った時期を、年度・継続的な重要維持管理等の委託の場合は当該重要維持管理等を行わたる期間を記載すること。

4. 重要維持管理等の委託の相手先に関する事項

(1) 重要維持管理等の委託の相手先

名称及び代表者 の名義
住所
設立・事業開始年月

(記載上の注意)

① 個人である場合には、「名称及び代表者の氏名」の欄に記載するを記載すること。(以下この形式において同じ。)

② 設立(事業開始)等の申請に当たるときは必ず当該事業体の法人格を明記し当該区域地域の名称を記載すること(個人である場合にあっては団体等を記載すること。以下この形式において同じ。)

③ 個人である場合には、「設立(事業開始)等の申請」に記載する場合、当該個人が金融庁長官、財務大臣及び農林水産大臣に選任されていることができないこと。このとき、当該個人は、特定社会活動事業者に対し、あらかじめ

め、金融庁長官、財務大臣及び関係金融機関に直轄に提出することを義務
することとする。（以下この様式において同じ。）。

（２）重要株持分管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の５％以上を直轄に
保有する者

	名称又は氏名	設立準拠法国等又は 国籍等	議決権保有割合（％） （前記した年月日）
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

（記載上の注意）

- 議決権保有割合は、届出の日前２月以内の日における総株主等の議決権の
数に占める割合で、千分百以下第２位を右側記入して記載すること（以下こ
の様式において同じ。）。
- 「設立準拠法国等又は国籍等」の欄は、議決権を保有する者が法人である
場合には当該法人の設立準拠法国籍を、あてである場合には当該法人の国籍
等を記載すること（以下この様式において同じ。）。
- 「設立準拠法国等又は国籍等」の欄に記載する情報は、重要株持分管理等の
委託の相手方である相手方が、財務大臣及び関係金融機関に直轄に提出するこ
とができる。このとき、当該委託の相手方は、特定社会基幹事業者に対し、
あらかじめ、金融庁長官、財務大臣及び関係金融機関に直轄に提出するこ
とを義務することとする。

（３）重要株持分管理等の委託の相手方の役員

	氏名	生年月日	国籍等
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			

(中)			
(外)			

【記載上の注意】
「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報及び当該情報に係る第1条第2項第2号に記される情報は、重要維持管理等の委託及び当該委託を受ける者の選定並びに費用負担等に直接に関連することがある。このため、当該委託の相手方は、特定社会福祉事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官、財務大臣及び労働水産大臣に選任を要することを報告することとする。

(4) 重要維持管理等の委託の相手方における内閣府等との関係に係る状況の割合

年 月 日～ 年 月 日の3年間	該当あり□、該当なし□	
事業年度	内閣府等との名称	割合（％）

【記載上の注意】
1. 報告の日月の2月前の日以前に終了した年度の3事業年度のうち、いずれか1の事業年度における重要維持管理等の委託の相手方の売上高の総額のうちの一定の割合又は総額に相当する内閣府等との取引に係る売上高の計算のうえでの割合が100分の5以上である場合は「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。
2. 「内閣府等の名称」とは「国政」の欄に記載する情報とは、重要維持管理等の委託の相手方が金融庁長官、財務大臣及び労働水産大臣に直接に選定することである。このため、当該委託の相手方は、特定社会福祉事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官、財務大臣及び労働水産大臣に選任を要することを報告することとする。

5. 重要維持管理等の再委託に関する事項

問 〇	行った重要維持管
題 〇	理の再委託
又 〇	重要維持管理を行
答 〇	った又は行っている
	理由

(2) 重要継続管理等の委託が行われる場合においては、所委託を受けた者のサイバーセキュリティ対策の実施状況を確認するために必要経費が、所委託を行った者を通じて特定社会福祉事業者に負担され、また、所委託を行うことについてあらかじめ特定社会福祉事業者の承認を受けることが契約等により附随されている。		
⑤ 特定社会福祉事業者は、委託の相手方が所委託を行った当たり、特定社会福祉事業者の承認を得ることを要件としており、所委託の相手方に限しては、さらに所委託を行なう場合には特定社会福祉事業者の承認を受けることを要件として置いていること確認している。	□	
⑥ 特定社会福祉事業者は、委託の相手方との関係において所委託の相手方が委託の相手方と同等のサイバーセキュリティ対策を確保することを、所委託を行う場合の条件として定めていることを要約している。	□	
(3) 特定社会福祉事業者が、委託の相手方が契約に反して重要継続管理等の役員の職務を併任又は停止する旨それがないことを確認している。		
④ 特定社会福祉事業者は、委託の相手方及び所委託の相手方等の事業執行役員、委員の相手方及び所委託の相手方等の事業執行役員（例えば、中絶施設計画等）、監事及び監事等の職務を併任により兼任している。	□	
⑤ 所委託の相手方等については、委託の相手方を通じて確認した場合も含む。		
(4) 特定社会福祉事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（所委託を含む。）の相手方に対して、契約の締結を含め、契約の改訂の供与や改訂の際に受け入れた基準等の遵守状況を確認している。		
⑥-1 特定社会福祉事業者は、委託の相手方が、委託を行った日から起算し、過去3年間の実績を含め、国内の関連施設や機関に受け入れられた基準（それらに基づいて管理や整備されている状態等を含む）に反していないことを確認している。	□	

含む。）に反していたことを確認している。		
⑥-2 特定社会福祉事業者は、所委託の相手方等が、委託を行った日から起算し、過去3年間の実績を含め、国内の関連施設や機関に受け入れられた基準（それらに基づいて管理や整備されている状態等を含む）に反していないことを確認している。	□	
⑥-3 所委託の相手方等を通じて確認している場合も含む。		
(5) 特定社会福祉事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（所委託を含む。）の相手方に対して、契約の改訂の際に受け入れた基準等の遵守状況を確認している。		
⑥-1 特定社会福祉事業者は、委託の相手方等が、所委託の相手方等が、委託を行った日から起算し、過去3年間の実績を含め、国内の関連施設や機関に受け入れられた基準（それらに基づいて管理や整備されている状態等を含む）に反していないことを確認している。	□	
⑥-2 特定社会福祉事業者は、所委託の相手方等が、所委託の相手方等が、委託を行った日から起算し、過去3年間の実績を含め、国内の関連施設や機関に受け入れられた基準（それらに基づいて管理や整備されている状態等を含む）に反していないことを確認している。	□	
⑥-3 所委託の相手方等を通じて確認している場合も含む。		
(6) 特定社会福祉事業者は、重要継続管理等を行った又は行っている相手方に対して、監事やメタデータ等の提供を受けることを目的とした職務を委託し又は		

は使用する場合、当該施設の供給者の本社等（供給者の親株主等の議決権の過半数を有する者）の承認を得る旨の契約を締結することにより、当該施設の情報の漏洩の防止の確保を受けることとしている。		
(6) 特定社会福祉事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（所委託を含む。）の相手方に対して、我が国の外からの影響を排除するに資する情報の提供が受けられることを契約等により附随している。また、当該情報も当該情報について変更があった場合に、随時に情報提供を受けることができる契約等により附随している。		
⑥ 特定社会福祉事業者は、委託の相手方及び所委託の相手方等の事業執行役員、委員の相手方及び所委託の相手方等の事業執行役員（例えば、中絶施設計画等）、監事及び監事等の職務を併任により兼任している。また、特定社会福祉事業者は、契約締結後に上記の事項について変更があった場合に、随時に情報提供を受けることを契約等により附随している。	□	
(監事上の承認) 1. それぞれの項目の情報を譲渡している場合には、□に用を付すること。項を付した項目については、当該情報を譲渡していることを証する書類を提出すること。 2. それぞれの項目と同一の内容でない場合であっても、同等の特定管理行為を助成する等の影響が認められると認められる場合には、当該情報の内容を、それぞれ項目に規定する標準の欄に記載すること。 3. ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦-1、⑦-2、⑦-3の項目の情報を譲渡していることを証する書類（①、②、③、④、⑤、⑥、⑦-1、⑦-2、⑦-3の項目の情報を譲渡していることを証する書類）は、重要継続管理等の委託の相手方又は所委託の相手方等の金銭的負担、労務的負担及び他の本館の負担に起因することとなる。このため、重要継続管理等の委託の相手方又は所委託の相手方は、それら重要継続管理等の委託又は重要継続管理等の委託の相手方にに対し、あらかじめ、金銭的負担、労務的負担及び他の本館の負担に起因することとなることを報告することとし、		

所託を受けた重要継続管理等の委託の相手方は、特定社会福祉事業者に対し、所託を受けた旨を報告することとする。

7. 備考

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第六（第二十条関係）

勧告の記録等に関する通知書

年 月 日

所
在
所
名
称
代表者の氏名

経路施設を一時的に閉鎖することによる安全確保の確保の確保に関する法律
第 52 条第 7 項（第 54 条第 2 項において準用する第 52 条第 7 項、第 54 条第
5 項において準用する同条第 2 項において準用する第 52 条第 7 項、第 55 条
第 3 項において準用する同条第 7 項）の規定により、
年 月 日付第 号をもって送付された 緊急輸入等届出書
に添付 特定重要設備の輸入 内部変更 変更の届出書
の 中 止 の勧告について、下記の
とおり通知します。

記

1. 勧告の期（該当分は○）	イ 応諾する。	ロ 応諾しない。
2. 応諾しない場合の理由		

注 用紙の大きさは、日本規格規格 A 4 とすること。

様式第七（一）（第二十三条第二項及び第五項関係）

輸入等計画書の変更の届
（特定重要設備の輸入を行う場合）

年 月 日

所
在
所
名
称
代表者の氏名

経路施設を一時的に閉鎖することによる安全確保の確保の確保に関する法律第
54 条第 3 項の規定により、輸入等計画書の変更を行うので、次のとおり届け出
ます。

1. 変更を行う 届出	届出年月日	輸入等計画書の届出をした 年 月 日 変更の届出又は報告をした 年月日（複数あるときは、 その最初のもの）	
	特定重要設 備の種類及 び名称		
2. 変更事項			
3. 変更の内容	変更前	変更後	
4. 変更の理由			
5. 変更の時期			
6. 備考 （記載上の注釈）			

1. 「1. 変更を行う届出」の「変更の届出又は報告をした年月日（複数ある
ときは、その最初のもの）」の欄には、この届出を除き、届出又は報告をし
た最初の年月日を記載すること。
2. 特定社会福祉事業者以外のもので、高齢者施設、障害児施設、児童福祉施設
に設置されていることができる項目について変更する場合は、当該変更を
する者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を記した書類について高齢者
施設、障害児施設及び児童福祉施設に届出することができる。このとき、
当該変更をする者は、特定社会福祉事業者又は特定重要設備の供給者に対し、
あらかじめ、高齢者施設、障害児施設及び児童福祉施設に届出すること
を報告することとし、報告を受けた特定重要設備の供給者は、遅滞なく、特
定社会福祉事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

注 用紙の大きさは、日本規格規格 A 4 とすること。

様式第七（二）（第二十三条第二項及び第五項関係）

緊急輸入等届出書
（特定重要設備の重要維持管理等を行う場合）

年 月 日

所
在
所
名
称
代表者の氏名

経路施設を一時的に閉鎖することによる安全確保の確保の確保に関する法律第
54 条第 3 項の規定により、緊急輸入等届出書の変更を行うので、次のとおり
届け出ます。

1. 変更を行う 届出	届出年月日	輸入等計画書（緊急輸入等 届出書）の届出をした年月 日 変更の届出又は報告をした 年月日（複数あるときは、 その最初のもの）	
	特定重要設 備の種類及 び名称 重要維持管 理等の強化 の内容		
2. 変更事項			
3. 変更の内容	変更前	変更後	
4. 変更の理由			

5. 変更の時期	
6. 備考	

〔記載上の注意〕

1. 「1. 変更を行う届出」の「変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その最初のもの）」の欄には、この届出を除き、届出又は報告をした最初のものの年月日を記載すること。

2. 特定社会福祉事業者以外の者が、金融庁長官、財務大臣及び農林水産大臣に届出に提出することができるときについて変更をする場合は、当該変更する者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を証する書類について金融庁長官、財務大臣及び農林水産大臣に届出に提出することができる。このとき、当該変更をした者は、特定社会福祉事業者とは別表第2項第2号の注記の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官、財務大臣及び農林水産大臣に届出に提出することを報告することとし、報告を受けた農林水産大臣の承認の相手方は、遅滞なく、特定社会福祉事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第八（一）（第二十三条第六項関係）
変更の内容を記載した導入等計画書
（特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をした場合）

年 月 日	
届 出	所
住 宅	番 号
代表者の氏名	

経費帳簿を一体的に課することによる定金債権の繰上りの繰上りに関する法律第 34 条第 1 項の規定により、導入等計画書の変更をしたので、同条第 3 項に基き、次のとおり届け出ます。

3. 変更の内容	
届出年月日	導入等計画書の届出をした年月日 変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その最初のもの）
届出理由	特定重要設備の増設及び変更
(2) 変更事項	
(3) 変更の内容	変更前 変更後
(4) 変更の理由	
(5) 変更の時期	
(6) 備考	

〔記載上の注意〕

1. 「1. 変更をした届出」の「変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その最初のもの）」の欄には、この届出を除き、届出又は報告をした最初のものの年月日を記載すること。

2. 特定社会福祉事業者以外の者が、金融庁長官、財務大臣及び農林水産大臣に届出に提出することができるときについて変更をする場合は、当該変更する者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を証する書類について金融庁長官、財務大臣及び農林水産大臣に届出に提出することができる。このとき、当該変更をした者は、特定社会福祉事業者とは別表第2項第2号の注記の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官、財務大臣及び農林水産大臣に届出に提出することを報告することとし、報告を受けた農林水産大臣の承認の相手方は、遅滞なく、特定社会福祉事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

2. 特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更することが緊急やむを得ない場合であった理由	
① 特定社会福祉事業者の設備に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと	
② 特定社会福祉事業者の設備に生じた支障又は生ずるおそれの程度	
③ ①が生じた時期及び期間	
④ ①により特定社会福祉事業者の設備に対して生じた影響	
⑤ ①に対する復旧のための緊急に導入を行う必要があった理由	
⑥ 導入等計画書の変更の案の届出によって生じた支障がでなかった理由	
〔2項の規定を充てる目的で特定社会福祉事業者の定型的な設備に支障が生ずるおそれを生じたことと認められること〕	
⑦ (1) ①が生じた原因	
⑧ (1) ①を恒続した期間	
⑨ (1) ①の発生を回避できなかった理由	

〔3項の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行うことが支障の除去又は復旧のために必要であったこと〕	
① (1) ①と特定重要設備の設備及び特定重要設備に生じた支障の程度	
② (3) ①と緊急に付った導入の理由	
③ 特定重要設備の導入を緊急に行う場合に適当な方法がなかったこと	
④ 緊急に導入を行う以外に検討した他の手段の内容	
⑤ 検討の結果によって(1) ①に対応できなかった理由	

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第八（二）（第二十三条第六項関係）

変更の内容を記載した 導入等計画書
（特定重要設備の導入等計画書（緊急導入等計画書）の変更をした場合）

年 月 日

所
在
所
長
氏
名
代表者の氏名

経済政策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の増進に関する法律第14条第1項の規定により、導入等計画書の変更（緊急導入等計画書）について報告する関係第1項の規定により、緊急導入等計画書の変更をしたので、同条第3項に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 変更の内容	
提出年月日	導入等計画書（緊急導入等計画書）の提出をした年月日 変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その最遅のもの）
(1) 変更をした理由	特定重要設備の機能及び名称 重要維持管理等の取組の内容
(2) 変更事項	

(3) 変更の内容	変更前	変更後
(4) 変更の理由		
(5) 変更の時期		
(6) 備考		

(記載上の注意)

1. 「(1) 変更をした理由」の「変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その最遅のもの）」の欄には、この届出を除き、届出又は報告をした最近のものの年月日を記載すること。

2. 特定社会福祉事業者以外の者が、金融庁監督、財務大臣及び農林水産大臣に直轄に提出する必要がある項目について変更をした場合は、当該変更した者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を証する書類について金融庁監督、財務大臣及び農林水産大臣に直轄に提出することができる。このとき、当該変更した者は、特定社会福祉事業者又は重要維持管理等の取組に特長が対し、あらかじめ、金融庁監督、財務大臣及び農林水産大臣に直轄に提出することも報告することとし、報告を受けた重要維持管理等の取組に特長が対し、直轄なく、特定社会福祉事業に對し、報告を受けた旨を報告することとする。

2. 特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更が、次の緊急やむを得ない場合である場合は、又は生ずるおそれがあったこと

(1) 特定社会福祉設備の機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと

① 特定社会福祉設備の機能に支障が生ずるおそれがあること

② ①が生じた時期及び期間

③ ①により特定社会福祉設備の機能に支障が生じた影響

④ ①に対する措置のため緊急に重要維持管理等を行わせる必要があった期日

⑤ 導入等計画書の変更の要の届出によっては対応できなかった理由	
(3) 機能の確保を免れる目的で特定社会福祉設備の安全的な使用に支障が生ずるおそれを生じさせないこと	
① (1) ①が生じた時期	
② (1) ①を初回した時期	
③ (1) ①の発生を回避できなかった理由	
(3) 機能の確保に支障が生じて重要維持管理等を緊急に行わせることが支障の除去に支障の発生を防止するために必要であったこと	
① (1) ①と特定重要設備の機能及び特定重要設備に生じた支障の内容	
② (3) ①と緊急に行われた重要維持管理等の取組	
(4) 特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせるに最適な方法がなかったこと	
① 緊急に重要維持管理等を行わせる以外に検討した他の手段の取組	
② 他の手段によっては (1) ①に対応できなかった理由	

注 周知の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第九（一）（第二十五条第一項関係）

導入等計画書の変更の報告書
（特定重要設備の導入等計画書（緊急導入等計画書）の変更をした場合）

年 月 日

所
在
所
長
氏
名
代表者の氏名

導入等計画書に係る事項につき変更をしたので、経済政策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の増進に関する法律第14条第4項の規定により、次のとおり報告します。

1. 変更をした理由	提出年月日 変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その最遅のもの）	導入等計画書の変更をした年月日
2. 変更事項	特定重要設備の機能及び名称	
3. 変更の内容	変更前	変更後
4. 変更の理由		
5. 変更の時期		
6. 備考		

(記載上の注意)

1. 「1. 変更をした届出」の「変更の届出又は報告をした年月日（欄数あるときは、その最近のもの）」の欄には、この欄用を添え、届出又は報告をした最近のものの中年月日を記載すること。
2. 特定社会系職業事業員以外の者（金融庁長官、財務大臣及び農林水産大臣に届出に提出することができる項目について変更をした場合は、当該変更をした者が、当該変更の内容及び当該変更の内容及び当該変更の届出について金融庁長官、財務大臣及び農林水産大臣に届出に提出することができる。このとき、当該変更をした者は、特定社会系職業事業員又は特定重要取締役の持分者に対し、あらかじめ、金融庁長官、財務大臣及び農林水産大臣に届出に提出することを知照することとし、報告を受けた特定重要取締役の持分者は、遅滞なく、特定社会系職業事業員に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第九（二）（第二十五条第一項関係）

様式第九（二）（第二十五条第一項関係）

導入等計画書（緊急導入等届出書）の変更の届出書
特定導入等届出書
（重要取締役等が行っている場合の導入等計画書（緊急導入等届出書）の変更をした場合）

年 月 日

届 出

姓 名 姓 名
氏 名 氏 名
代表者の氏名

導入等計画書（緊急導入等届出書）に係る事項につき変更をしたので、該変更を一括的に譲することによる完全保障の確保に関する附帯事項（第4項（第54条第5項）において準用する同条第4項）の規定により、次のとおり報告します。

1. 変更をした届出	届出年月日	導入等計画書（緊急導入等届出書）の届出をした年月日	
	変更の届出又は報告をした年月日（欄数あるときは、その最近のもの）		
2. 変更事項	特定重要取締役の職数及び名称		
	重要取締役の職数及び名称		
3. 変更の内容	変更前	変更後	

4. 変更の理由

5. 変更の時期

6. 備考

（記載上の注意）
1. 「1. 変更をした届出」の「変更の届出又は報告をした年月日（欄数あるときは、その最近のもの）」の欄には、この欄用を添え、届出又は報告をした最近のものの中年月日を記載すること。
2. 特定社会系職業事業員以外の者（金融庁長官、財務大臣及び農林水産大臣に届出に提出することができる項目について変更をした場合は、当該変更をした者が、当該変更の内容及び当該変更の内容及び当該変更の届出について金融庁長官、財務大臣及び農林水産大臣に届出に提出することができる。このとき、当該変更をした者は、特定社会系職業事業員又は重要取締役等の持分者に対し、あらかじめ、金融庁長官、財務大臣及び農林水産大臣に届出に提出することを知照することとし、報告を受けた重要取締役等の持分者は、遅滞なく、特定社会系職業事業員に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第十（第二十五条第三項関係）

様式第十（第二十五条第三項関係）

特定重要取締役の導入を行った後の
構成取締役の変更の報告書

年 月 日

届 出

姓 名 姓 名
氏 名 氏 名
代表者の氏名

導入等計画書（緊急導入等届出書）に係る事項につき変更をしたので、該変更を一括的に譲することによる完全保障の確保に関する附帯事項（第4項（第54条第5項）において準用する同条第4項）の規定により、次のとおり報告します。

1. 変更をした届出	届出年月日	導入等計画書（緊急導入等届出書）の届出をした年月日	
	変更の届出又は報告をした年月日（欄数あるときは、その最近のもの）		
2. 変更事項	特定重要取締役の職数及び名称		
3. 変更の内容	構成取締役の職数	変更前	変更後
	構成取締役の名称		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第十一（第二十六条関係）

(備考) 旧編の主な変化は、日本経済出版社から出た。